

指定解除台帳

整理番号	条2022-5	指定番号	管-209	所在地	名古屋市東区代官町4013番の一部、4014番1の一部
解除された年月日	令和4年10月7日				
解除された事由	土壌汚染の掘削除去				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とします。

拡散防止管理区域台帳

名古屋市

整理番号	条 2022-5	指定年月日・指定番号	令和4年8月24日 管 - 209	所在地	名古屋市東区代官町4013番の一部、4014番1の一部		
調製・訂正年月日		令和4年8月24日					
拡散防止管理区域の概況		旧ガソリンスタンド			面積	71.5㎡	
地下水汚染の有無（土壌溶出量基準不適合の場合）				有・ 無			
土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染等調査又は自主調査の結果により指定された拡散防止管理区域にあっては、その旨及び当該省略の理由							
汚染の除去等の措置が講じられた拡散防止管理区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置							
拡散防止管理区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類			適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	R4. 4. 8	鉛及びその化合物			含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準		株式会社タツノ
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壌搬出	管理汚染土壌の処理方法
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
2 「拡散防止管理区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

拡散防止管理区域内の土壌の汚染状態

- 1 拡散防止管理区域の所在地
名古屋市東区代官町4013番の一部、4014番1の一部（詳細は4のとおり）
- 2 試料の採取を行った日
令和4年3月2日から4日
- 3 土壌調査結果
表のとおり
- 4 拡散防止管理区域及び試料採取位置図
図のとおり

表1 土壌ガス調査

ベンゼン(単位:volppm)

深度FL-m	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	定量下限値
0.8~1.0m	<	<	<	<	<	<	<	<	<	0.05

クロロエチレン(単位:volppm)

深度FL-m	No.5-1	定量下限値
0.8~1.0m	<	0.1

1,1-ジクロロエチレン(単位:volppm)

深度FL-m	No.5-1	定量下限値
0.8~1.0m	<	0.1

1,2-ジクロロエチレン(単位:volppm)

深度FL-m	No.5-1	定量下限値
0.8~1.0m	<	0.1

ジクロロメタン(単位:volppm)

深度FL-m	No.5-1	定量下限値
0.8~1.0m	<	0.1

トリクロロエチレン(単位:volppm)

深度FL-m	No.5-1	定量下限値
0.8~1.0m	<	0.1

※「<」は定量下限値未満を示す。

表2 土壌調査

鉛及びその化合物(溶出量調査)

単位:mg/L

深度GL-m	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	定量下限値	基準
0~0.5m	0.001	0.002	0.002	0.001	0.004	<	0.001	0.004	0.008	0.001	0.01 以下
0.3~0.8m	-	-	-	<	-	0.013	0.001	0.002	0.001		
1.0	-	-	-	-	-	<	-	-	-		
2.0	-	-	-	-	-	<	-	-	-		
2.0~2.5m	-	-	-	-	-	-	<	0.005	-		
2.5~3.0m	-	-	-	0.008	-	-	-	-	-		
3.0	-	-	-	-	-	<	-	-	-		
4.0	-	-	-	-	-	<	-	-	-		

鉛及びその化合物(含有量調査)

単位:mg/kg

深度GL-m	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	定量下限値	基準
0~0.5m	<	72	25	16	82	<	<	<	35	15	150 以下
0.3~0.8m	-	-	-	<	-	<	<	<	<		
2.0~2.5m	-	-	-	-	-	-	68	<	-		
2.5~3.0m	-	-	-	<	-	-	-	-	-		

第二種特定有害物質(表層(混合調査))

対象物質		No.1、No.2、No.3	定量下限値	基準
溶出量調査 (単位:mg/L)	カドミウム及びその化合物	<	0.0003	0.003以下
	六価クロム化合物	<	0.005	0.05以下
	水銀及びその化合物	<	0.0005	0.0005以下
	セレン及びその化合物	0.001	0.001	0.01以下
	砒素及びその化合物	0.002	0.001	0.01以下
	ポリ塩化ビフェニル	<	0.0005	検出されないこと
含有量調査 (単位:mg/kg)	カドミウム及びその化合物	<	4	45以下
	六価クロム化合物	<	25	250以下
	水銀及びその化合物	2	1	15以下
	セレン及びその化合物	<	15	150以下
	砒素及びその化合物	<	15	150以下

※1「<」は定量下限値未満を示す。

※2 網掛けは基準不適合を示す。

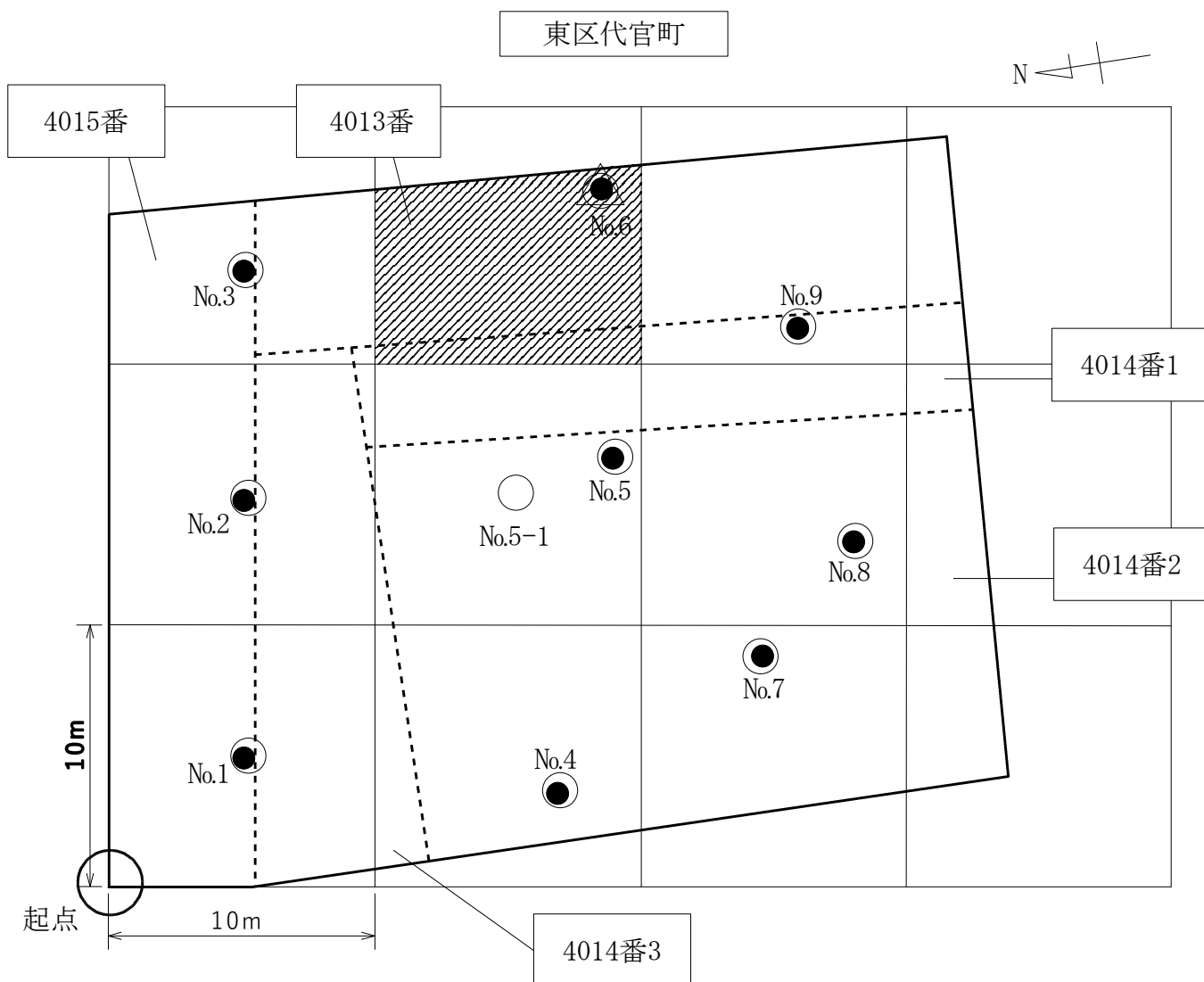
表3 地下水調査

単位:mg/L

対象物質	No.6	定量下限値	基準
鉛及び その化合物	<	0.001	0.01以下

※「<」は定量下限値未満を示す。

図 拡散防止管理区域



凡例

-  : 調査対象地
-  : 筆の境界
-  : 土壌試料採取地点
-  : 土壌ガス試料採取地点
-  : 地下水試料採取地点
-  : 拡散防止管理区域（鉛及びその化合物（溶出量基準不適合））